$$F=\frac{862\times\rho}{(0.429\times COmass+0.862\times THCmass+0.276\times CO_2mass)/L}$$

F：燃費値（km／L）
ρ：燃料温度288K（15℃）における燃料密度（g／m³）
COmass：JE05モード法の一酸化炭素の排出量（g／test）
THCmass：JE05モード法の全炭化水素の排出量（g／test）
CO_2mass：JE05モード法の二酸化炭素の排出量（g／test）
L：都市内走行モードⅠサイクルの走行距離（13.892km）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第九百十八号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十月一日　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の表中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第一号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の前に次の一号を加える。

一　昭和四十六年十二月三十一日以前に製作された自動車	細目告示第四十一条第六項第一号、第百十九条第六項第一号及び第百九十七条第六項第一号中「又は右向き」の規定

第二十八条の表に次の一号を加える。

十二　平成二十七年二月二十八日以前に製作された軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（平成二十五年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車に限る。）のうち、車両総重量が三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものは除く。）	細目告示第四十一条第一項第二十二号

附　則

この告示は、公布の日より施行する。

○国土交通省告示第九百十九号

道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第四条の規定に基づき、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十四条第二項の町村を指定したので、平成十八年国土交通省告示第五百九十八号（自動車の臨時運行の許可に関する市町村を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年十月一日　国土交通大臣　太田　昭宏

宮城県の部中「柴田郡　大河原町　川崎町」を「刈田郡　蔵王町　柴田郡　大河原町　川崎町」に改め、高知県の部安芸郡の項中「奈半利町」を「奈半利町　芸西村」に改める。

○国土交通省告示第九百二十号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項及び気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第二項の規定に基づき、平成二年運輸省建設省告示第二号（洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月一日　国土交通大臣　太田　昭宏

後志利別川水系の項中「函館海洋気象台」を「函館地方気象台」に改める。
円山川水系の項中「神戸海洋気象台」を「神戸地方気象台」に改める。
加古川水系の項中「神戸海洋気象台」を「神戸地方気象台」に改める。
揖保川水系の項中「神戸海洋気象台」を「神戸地方気象台」に改める。
高津川水系の項中「浜田工事事務所」を「浜田河川国道事務所」に改める。
小瀬川水系の項中「太田川工事事務所」を「太田川河川事務所」に改める。
本明川水系の項中「長崎海洋気象台」を「長崎地方気象台」に改める。

○海上保安庁告示第百八十号

海上保安庁所属通信所における無線電話による地方海上警報の放送の実施の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十月一日　海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁所属通信所における無線電話による地方海上警報の放送の実施の一部を改正する告示

海上保安庁所属通信所における無線電話による地方海上警報の放送の実施（昭和三十二年海上保安庁告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

一の表第一管区海上保安本部警備救難部救難課（小樽）の項中「尻屋埼（青森県）」の下に「の突端」を、「線及び知床岬（北海道）」の下に「の突端」を加え、「函館海洋気象台」を「札幌管区気象台」に改める。

一の表第二管区海上保安本部警備救難部救難課（塩釜）の項中「尻屋埼（青森県）」の下に「の突端」を加える。

一の表第五管区海上保安本部警備救難部救難課（神戸）の項中「下関市吉田川口（下関市東端）と北九州市門司区部崎」を「木屋川口（山口県）と部埼（福岡県）の突端」に、「神戸海洋気象台」を「高松地方気象台」に改める。

一の表第七管区海上保安本部警備救難部救難課（北九州）の項中「鹿児島県長島鳴瀬鼻」を「鳴瀬鼻（鹿児島県長島）」に、「長崎海洋気象台」を「福岡管区気象台」に改める。

一の表第八管区海上保安本部警備救難部救難課（舞鶴）の項中「舞鶴海洋気象台」を「大阪管区気象台」に改める。

一の表第十管区海上保安本部警備救難部救難課（鹿児島）の項中「鹿児島県長島鳴瀬鼻」を「鳴瀬鼻（鹿児島県長島）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

○防衛省告示第百八十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が平成二十五年九月三十日次のとおり決定された。

平成二十五年十月一日　防衛大臣　小野寺五典